



Trade Mark

商 標

三好内外国特許事務所 須永 浩子◇弁理士

今年4月に、「コンセント制度」を適用した初の商標登録が行われたと聞きました。「コンセント制度」の概要と、その登録例について教えてください。

(東京都 K.N)



1. 先願主義

商標法では、同一または類似の商標の出願があった場合、その商標を先に使用していたか否かにかかわらず、先に出願した者に登録を認める先願主義という考え方を採用しています。

そのため、同一または類似の商品(役務)を指定する他人の同一または類似の登録商標が存在している場合には、後願の商標登録出願は登録要件を満たさず拒絶されていました。

2. コンセント制度とは

令和6年4月1日より、新たに商標法4条4項が施行されました。この改正により、同一または類似の他人の登録商標などが存在する(4条1項11号に該当する)場合でも、先行登録商標権者の承諾を得ており、かつ、先行登録商標と出願商標との間で混同を生ずるおそれがないものについては、登録が認められることとなりました。

3. どのように審査されるのか

コンセント制度の適用を望む出願人は、先行登録商標権者の承諾および両商標の間で混同を生ずるおそれがない

ことを証明する書類の提出が必要です。そして審査官は、両商標に関する具体的な事情を考慮して、混同を生ずるおそれの有無を判断することとなります。

先行登録商標権者の承諾があっても、審査官が出所の混同が生じると判断した場合には、登録できませんので、ご注意ください。

一般的に承諾書などは、4条1項11号に該当する旨の拒絶理由通知の応答として提出することが想定されますが、類似する引用登録商標が事前に明らかな場合には、商標登録出願時や拒絶理由通知前に提出することも可能です。

また、外国においてコンセント制度により登録された事情がある場合であっても、日本においてコンセント制度の適用が認められるとは限りません。両商標の間で混同を生ずるおそれがないかという観点から、個別に判断されるためです。

4. 初の登録例

令和7年4月7日に特許庁は、コンセント制度を適用した初の商標登録を行いました。

本願商標：

玻璃

出願番号：2024-34144

コンセント制度適用に係る指定商品：

第33類「清酒、焼酎」など

出願人：株式会社車多酒造

先行登録商標：

玻璃
HARI

登録番号：5991116

後行商標のコンセント制度適用に係る指定役務：第35類「酒類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」

権利者：シャディ株式会社

両商標からはともに「ハリ」の称呼が生じ、また、商品「清酒」と役務「酒類の小売り」とは商標審査基準によれば類似するとされています。

そのためコンセント制度導入以前であれば、先行登録商標の存在が障害になり、本願商標は拒絶される可能性がありましたが、同制度が適用され登録されることとなりました。